

年齢階級別平均収入額 (70歳～74歳患者負担特例措置関係) について

平成24年11月28日
厚生労働省保険局

年齢階級別平均収入額（1世帯当たり・1人当たり）（平成21年）

○平成22年国民生活基礎調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)による。(注1)

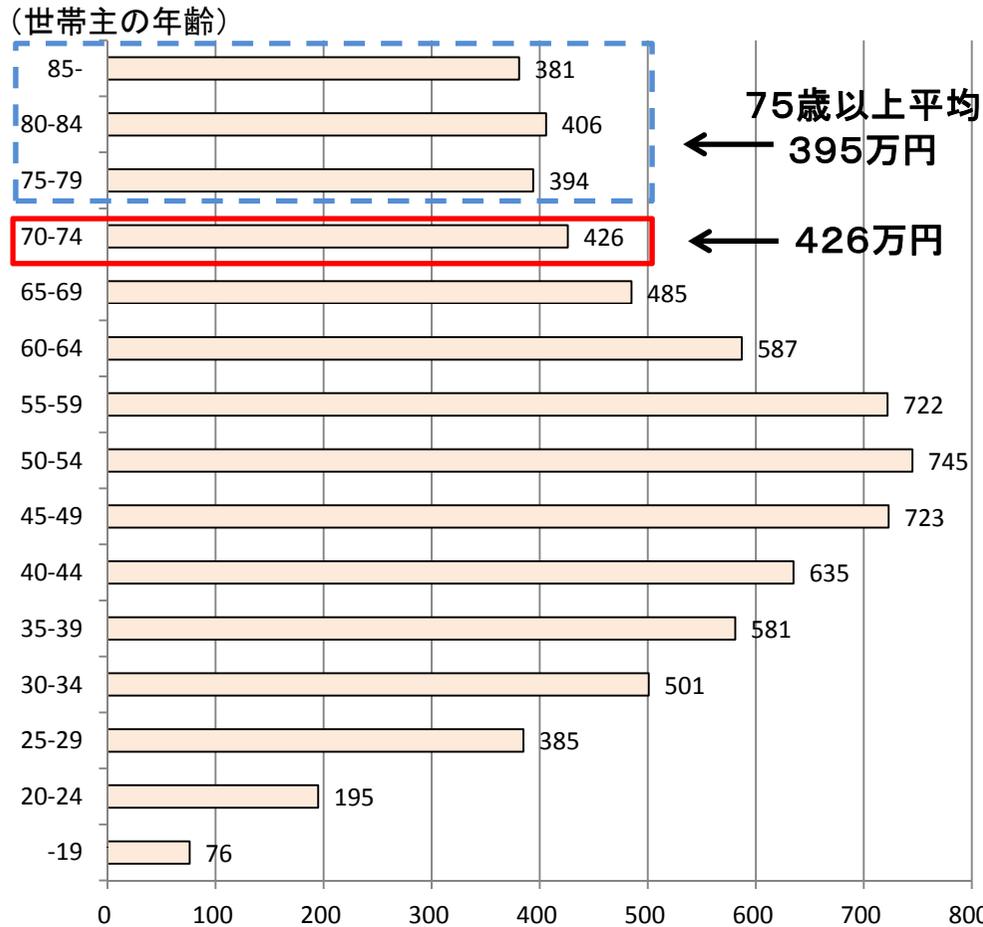
・「1世帯当たり平均収入額」、「1人当たり平均収入額」とも、平成17年国勢調査区(約98万地区)から、世帯票調査対象として無作為抽出した5,510地区内のうち、さらに無作為抽出した2,000単位区(注2)内の全ての世帯(約3.6万世帯)及び世帯員(約9.5万人)を調査客体とした所得票により算出。

* 調査時期 平成22年7月15日(所得については、平成21年1月1日から12月31日までの1年間の所得を調査。)

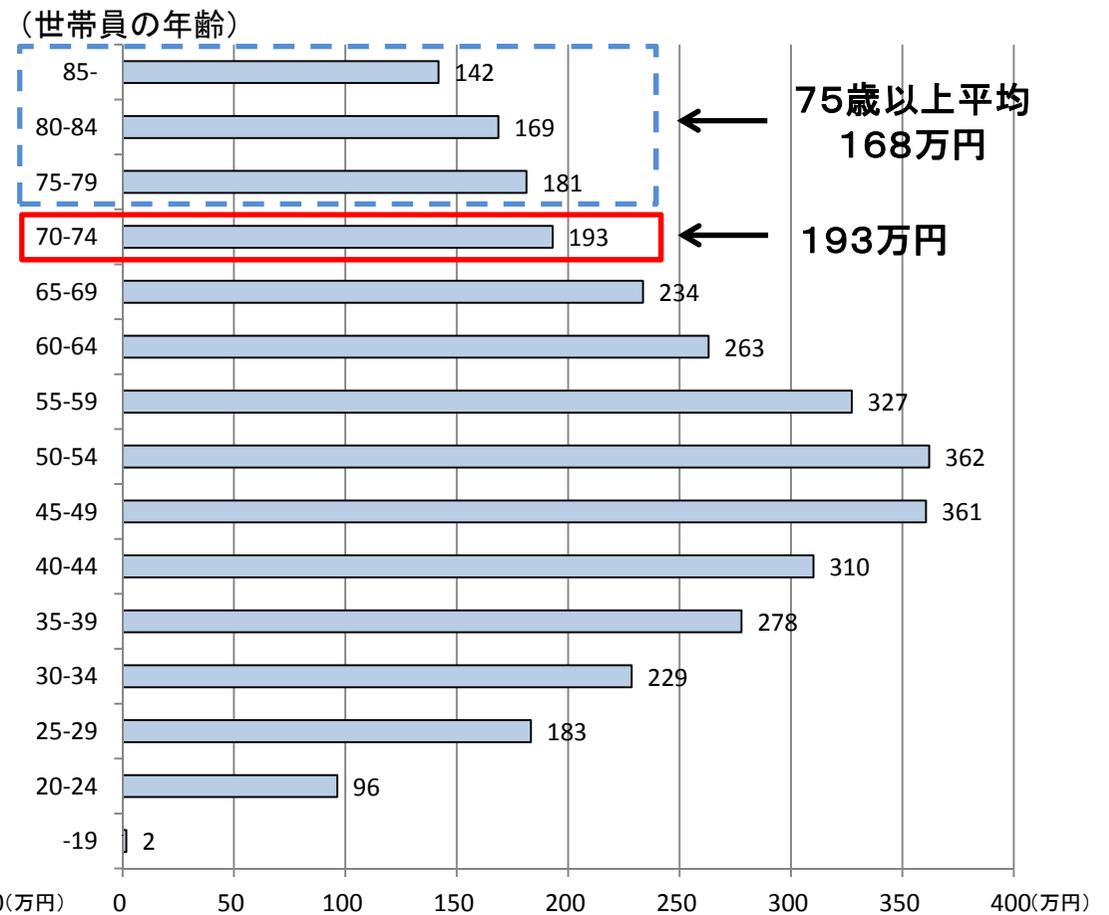
* 調査方法 予め調査員が配布した調査票に世帯員が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法により実施。

* 調査客体数 約3.6万世帯(約9.5万人)(うち集計客体数約2.6万世帯(約7.0万人))(約74%)(注3)

1世帯当たり平均収入額



1人当たり平均収入額



(注1)平成22年国民生活基礎調査の数値を用いた特別集計。

(注2)単位区とは、一つの国勢調査区を15~30世帯になるように地理的に分割したもの。

(注3)所得票の調査客体人数は、所得票の調査客体世帯数に平均世帯人員数を乗じて算出。

年齢階級別平均収入に対する患者負担の状況

1世帯当たり平均収入に対する患者負担割合

年齢(負担割合)		平均収入(年)	患者負担額(年)	収入に対する患者負担割合
75歳以上(1割、現役並み所得3割)		395万円	7.7万円	1.9%
70～74歳	法定2割 (現役並み所得3割)	426万円	7.6万円	1.8%
	1割凍結 (現役並み所得3割)		4.7万円	<u>1.2%</u>
65～69歳(3割)		485万円	8.8万円	1.7%

1人当たり平均収入に対する患者負担割合

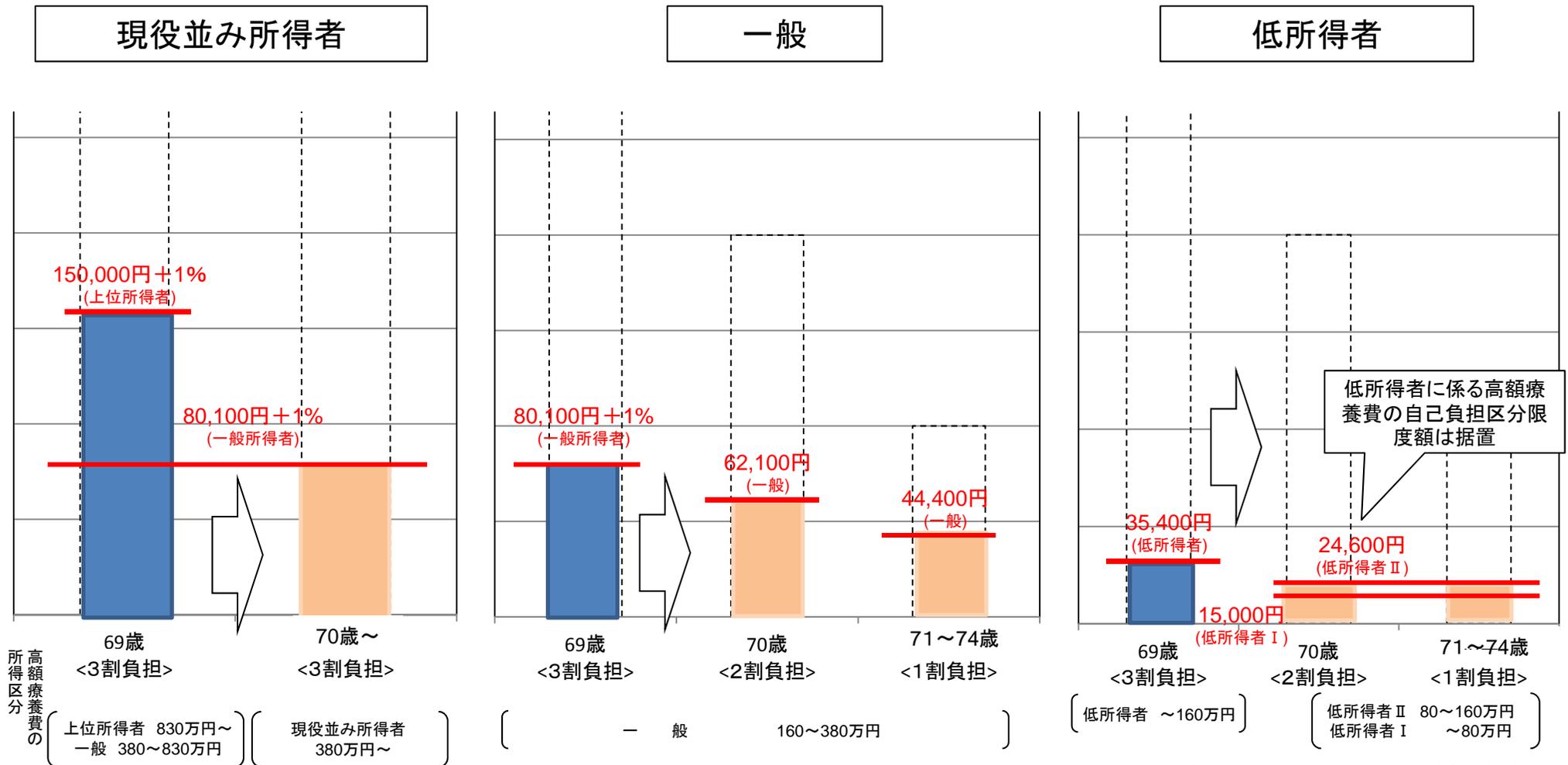
年齢(負担割合)		平均収入(年)	患者負担額(年)	収入に対する患者負担割合
75歳以上(1割、現役並み所得3割)		168万円	7.7万円	4.6%
70～74歳	法定2割 (現役並み所得3割)	193万円	7.6万円	3.9%
	1割凍結 (現役並み所得3割)		4.7万円	<u>2.4%</u>
65～69歳(3割)		234万円	8.8万円	3.8%

※医療費は、各制度の事業年報等をもとに保険局調査課が推計した平成21年度の実績。

※平均収入額は、平成22年国民生活基礎調査(抽出調査)による平成21年の数値。

70-74歳の患者負担特例措置の見直しによる患者負担の変化(イメージ)

○対象者が69歳から70歳になった場合の患者負担上限額は、高額療養費により以下のとおりとなる。



※モデル金額は年金収入のみ、単身を想定。

参考

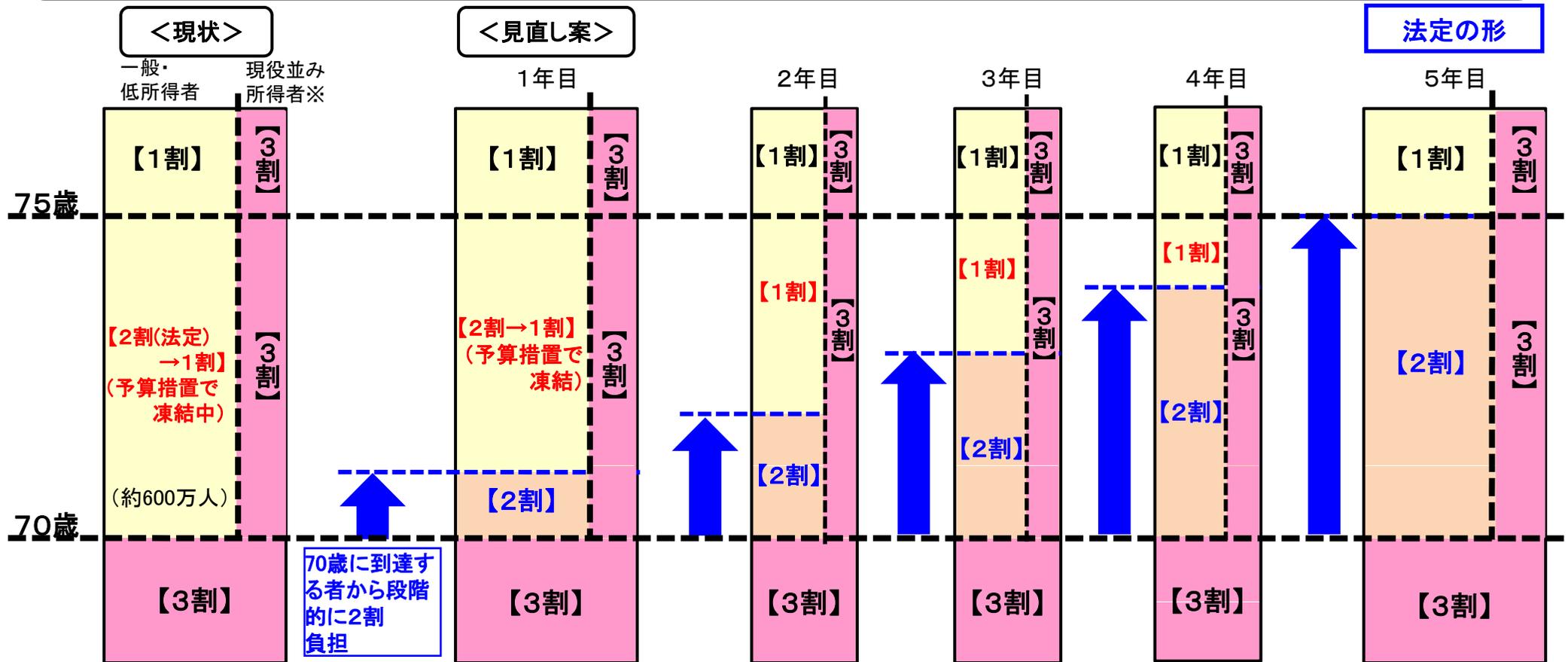
前回 平成24年11月16日
資料（抜粋）

70～74歳の患者負担特例措置の見直し

○ 70～74歳の者の患者負担は、現在、2割負担と法定されている中で、平成20年度から毎年度、約2千億円の予算措置により1割負担に凍結している。

高齢者医療制度改革会議 最終とりまとめ(平成22年12月20日) 一抄一
 「新たな制度の施行日以後、70歳に到達する方から段階的に本来の2割負担とする」
 ⇒ 個人で見た場合、負担が増える人が出ないような方法

社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日 閣議決定) 一抄一
 「世代間の公平を図る観点から、見直しを検討する」「平成25年度以降の取扱いは、平成25年度の予算編成過程で検討する」



※ 現役並み所得者
 国保世帯: 課税所得145万円以上の70歳以上の被保険者がいる世帯
 被用者保険: 標準報酬月額28万円以上の70歳以上の被保険者及びその被扶養者
 (ただし、世帯の70歳以上の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満(70歳以上の被保険者が1人の場合は383万円未満)の場合は除く)

70～74歳の患者負担特例措置の状況

- 70～74歳の1人当たり患者負担額は、法定2割の場合年7.6万円だが、1割負担への凍結により4.7万円に抑えられている。
- 65～69歳、75歳以上と比較すると、1人当たり医療費に対する割合、平均収入に対する割合とも低い。

1人当たり医療費に対する患者負担割合

年齢(負担割合)		1人当たり医療費(年)	患者負担額(年)	医療費に対する患者負担割合
75歳以上(1割、現役並み所得3割)		88.5万円	7.7万円	8.7%
70～74歳	法定2割 (現役並み所得3割)	55.0万円	7.6万円	13.8%
	1割凍結 (現役並み所得3割)		4.7万円	8.5%
65～69歳(3割)		39.6万円	8.8万円	22.2%
20～64歳(3割)		16.4万円	3.8万円	23.2%

1人当たり平均収入に対する患者負担割合

年齢(負担割合)		平均収入(年)	患者負担額(年)	収入に対する患者負担割合
75歳以上(1割、現役並み所得3割)		168万円	7.7万円	4.6%
70～74歳	法定2割 (現役並み所得3割)	193万円	7.6万円	3.9%
	1割凍結 (現役並み所得3割)		4.7万円	2.4%
65～69歳(3割)		234万円	8.8万円	3.8%
20～64歳(3割)		280万円	3.8万円	1.4%

※医療費は、各制度の事業年報等をもとに保険局調査課が推計した平成21年度の実績。

※平均収入額は、平成22年国民生活基礎調査(抽出調査)による平成21年の数値。

高齢者医療制度改革会議最終とりまとめの考え方（高額療養費の自己負担限度額）

○ 改革会議とりまとめでは、患者負担割合の特例措置を法定2割に戻しても、特に配慮すべき低所得の方については、1割負担でも2割負担でも、高額療養費の自己負担限度額は同額とすることとしている。

70歳未満 (3割負担)	上位所得者 (月収53万円以上等)	150,000円+1% (83,400円)		変更なし	70才未満 (3割負担)	上位所得者	150,000円+1% (83,400円)		
	一般	80,100円+1% (44,400円)				一般	80,100円+1% (44,400円)		
	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (24,600円)				低所得者	35,400円 (24,600円)		
70歳以上(原則1割負担)			外来 (個人ごと)	自己負担 限度額	70歳以上75歳未満 (原則2割負担)			外来 (個人ごと)	自己負担 限度額
	現役並み所得者 (月収28万円以上、 課税所得145万円以上)		44,400円	80,100円+1% (44,400円)		現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% (44,400円)	
	一般		<u>12,000円</u>	<u>44,400円</u>		一般	<u>24,600円</u>	<u>62,100円</u> (44,400円)	
	低所得者 (住民税非課税)	II	<u>8,000円</u>	<u>24,600円</u>		低所得者	II	<u>8,000円</u>	<u>24,600円</u>
		I (年金収入80万円以下等)		<u>15,000円</u>			I		<u>15,000円</u>
				一般のみ変更					
				75歳以上(原則1割負担)			現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% (44,400円)
					一般	12,000円	44,400円		
低所得者	II	<u>8,000円</u>	<u>24,600円</u>		低所得者	II	<u>8,000円</u>	<u>24,600円</u>	
	I		<u>15,000円</u>	I		<u>15,000円</u>			

(注) 金額は1月当たりの限度額。()内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。